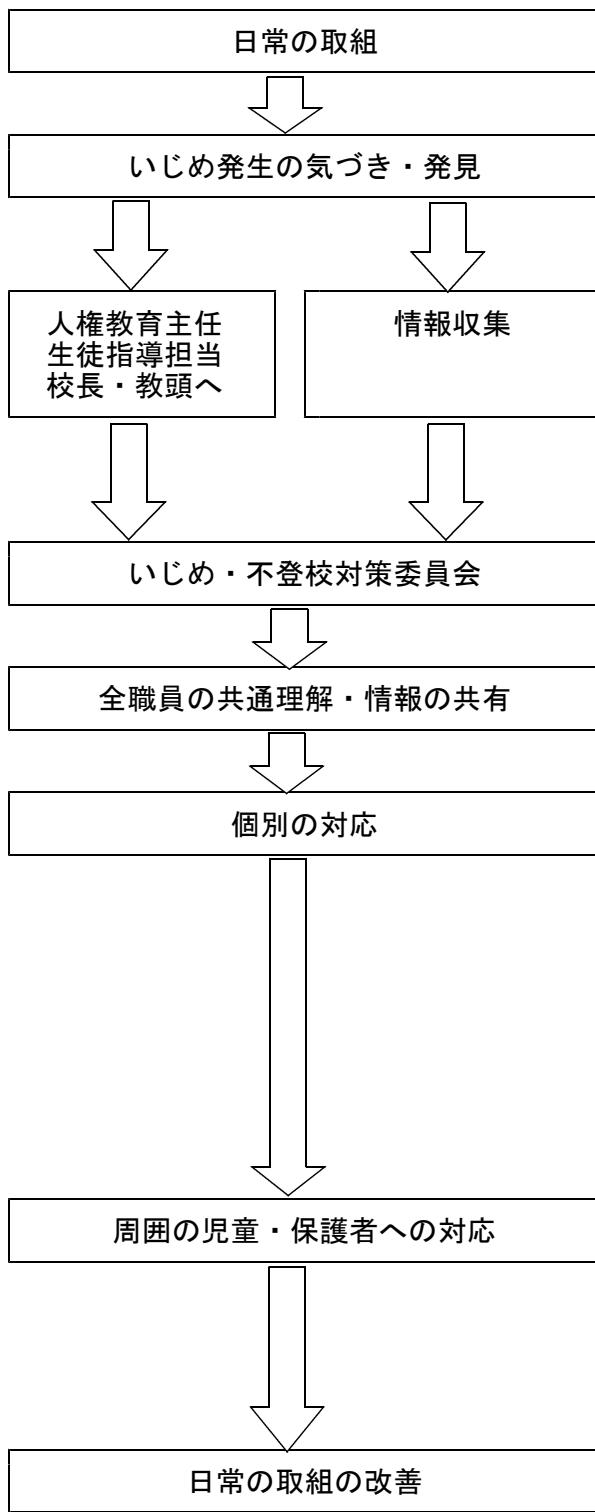


いじめ発生時の対応マニュアル

基本的共通理解事項：いじめは、いつ、どんな学校にでも起きるという認識のもと、早期発見・早期対応に努める。



①日常的な取組

◇日記や学級ノートにおける児童理解

②早期発見のための取組

◇定期的なアンケートによる実態把握

◇教育相談の実施

◇保護者との情報交換（電話・訪問）

③正確な情報収集と分析、情報の共有

◇児童からの聞き取り

・いじめられた児童、いじめた児童、他

◇保護者からの聞き取り

◇情報の共有化

・担任だけでなく、人権教育主任、生徒指導担当、教頭、校長へすぐに報告し、情報を共有する。

④組織的な対応

◇対策委員会の開催

◇臨時職員会議の開催

◇対策の検討と役割分担

◇対応に関する全職員の認識と意思の統一

◇関係機関等との連携

⑤個別の対応

◇いじめられた児童・保護者への対応

・誠意を持って適切な情報を提供する。
・「守り抜く」という姿勢で安心感と信頼を得られるように努める。

◇いじめた児童・保護者への対応

・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
・保護者へ正確な情報を適宜提供し、誠実な対応に努め、理解を得る。

◇関係機関との連携

・場合によってはカウンセラーと連携し心のケアを行う。

⑥周囲の児童・保護者への対応

◇P T Aとの連携

・誤解が広がらないように正しい情報を提供し、協力を依頼する。

◇報道機関への対応

・窓口を一本化して教育委員会の指導を受けながら対応する。

⑦日常の取組の改善

◇関係児童への継続的な指導

◇保護者との連携

◇児童会による取組の活性化

※ 詳細については、「多良木町立久米小学校いじめ防止基本方針」を参照